

さし網漁業の許可について

令和5年4月5日

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定及び香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）第11条第1項の規定に基づき、同規則第4条第1項第7号で定めるさし網漁業につき、その許可又は起業を認可すべき船舶の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 さし網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
さわら流し さし網漁業	東かがわ市・さぬき市・ 高松市牟礼町、庵治町・ 小豆郡地先海面	下記1のとおり	1	津田町、さぬき市（小田）、土庄中央（土庄）、四海、内海、池田、牟礼、庵治に漁業の根拠地を有する者
さわら流し さし網漁業	旧香川郡・坂出市・綾歌郡・丸亀市・仲多度郡・三豊市・観音寺市地先海面	下記2のとおり	1	与島、宇多津に漁業の根拠地を有する者

漁業時期1：4月25日から7月20日まで（但し、小豆郡風ノ子島頂上、播磨灘1号ブイ、東かがわ市丸亀島頂上を結んだ線以東及び小豆郡北部の海面は4月20日から7月15日まで）
9月1日から11月30日まで

漁業時期2：4月20日から6月30日まで（但し、大槌島南端と小槌島北端を結んだ線以東の海面は4月25日から7月20日まで、三崎突端と六島東端を結んだ線より以西の海面は4月20日から6月15日まで）
9月1日から11月30日まで

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年4月5日～同年4月11日

(3) 備考

- ア この公示に係る許可の有効期間は、令和5年4月20日から令和5年11月30日までとする。
- イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - (ア) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
 - (イ) 使用漁具は備讃瀬戸では浮子方全長 620 メートル、燧灘では浮子方全長 1085 メートル以内

のもの1統のこと。

- (ウ) 漁具の目合は10.6センチメートル以上のものを使用しなければならない。
- (エ) さわらを目的とする他の漁業の漁場では昼間投錨停泊してはならない。
- (オ) -1 投網開始は春漁期が18時、秋漁期は17時とし、揚網完了は春漁期が翌朝5時、秋漁期は同6時とする。
- (オ) -2 時間を明記したことによって他種漁業との間に問題を起こさないよう、従前の協定及び慣行は、必ず遵守すること。
- (カ) 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
- (キ) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。